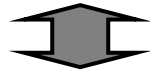


4 計画の内容

(1) 基本理念

配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指します。



DV対策の推進にあたっては、次の認識をもって施策に取り組みます。

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
また、配偶者等からの暴力は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身に甚大な影響を及ぼすものです。
- (2) 女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、その背景には男女の経済的格差などの構造的問題も大きく関係していることから、男女共同参画社会の実現が女性への暴力の根絶のために必要です。
- (3) 被害者は、自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を営む権利があります。
- (4) 国及び地方公共団体（県及び市町村）は、配偶者等からの暴力の防止及び適切な保護（自立支援を含む）を図る責務を有しています。
- (5) 配偶者等からの暴力のない社会を実現するためには、県民をはじめ国、地方公共団体、民間団体等の連携、協力が不可欠です。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの「基本目標」を定めます。

- I 暴力を許さない社会づくり
- II 信頼できる相談体制の整備
- III 安心・安全な保護環境の整備
- IV 自立支援の体制整備
- V 被害者支援ネットワークの構築

(3) 数値目標

基本目標を達成するための4つの「数値目標」を設定します。

【数値目標】

指 標	基準値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
DV相談窓口等の認知度 ^{※8}	90.3%	100%
デートDVの認知度 ^{※9}	55.2%	100%
市町村配偶者暴力相談支援センター設置数	5か所	10か所
市町村DV対策基本計画策定数 ^{※10}	13市町村	24市町村

(4) 重点施策

数値目標を達成するために特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり設定します。

1 若年層を中心とした予防教育及び効果的な広報啓発

- ・男女の交際が始まる中学・高校・大学期は予防教育の効果が高いことから、指導者層も含め、若年期におけるDV予防教育・啓発の充実を図ります。
- ・DVに関するアンケート調査では、自分の経験を「DVと認識できていない」事例がみられ、また、専門機関である女性相談所の認知度が低いなど、県民のDVに対する正しい理解が進んでいないことから、県民に必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組んでいきます。

2 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- ・市町村配偶者暴力相談支援センター設置により、住民に対して身近な場所で、相談から自立支援までワンストップで行うことができ、被害者支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待されることから、市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に支援します。

3 専門的な心のケアが必要な方や男性など、多様な相談に対応する体制の整備

- ・配偶者等からの暴力により心身ともに深く傷つき、心のケアが必要な被害者が多いことから、専門家によるカウンセリングなど心のケアの充実を図ります。
- ・男性をはじめ、外国人・高齢者・障害者等配慮の必要な被害者などの多様な相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

4 一時保護所等退所後の被害者に対するきめ細かな中長期的支援の充実

- ・被害者が地域で安定した生活をおくるためには、就労による経済的な自立が重要であることから、就労相談や能力開発も含めた就業支援に取り組んでいきます。
- ・被害者の子どもに対しては、心のケアなどの支援を継続的に行っていきます。
- ・民間団体との連携を強化し、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を中長期的に行っていきます。

※8 DVに関するアンケート調査の結果による。

※9 デートDVに関するアンケート調査の結果による。

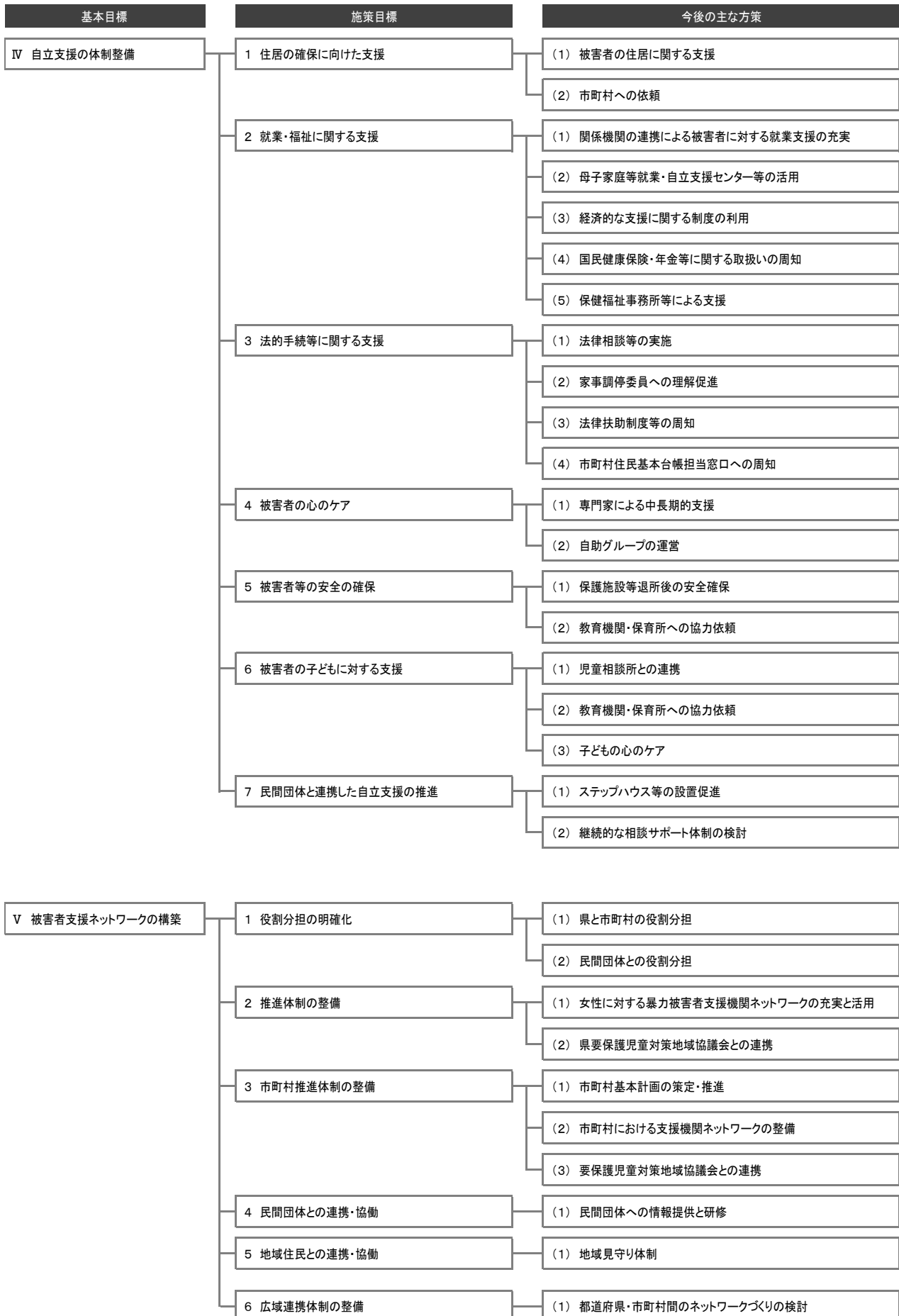
※10 男女共同参画基本計画や総合計画の中に、DV対策や被害者支援の施策を盛り込んでいるものを含む。

5 関係機関・団体等の連携強化、切れ目のない支援の実施

- ・ 関係機関との連携を強化し切れ目のない支援を行うため、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実を図ります。
- ・ DV被害者支援対策を総合的、計画的に推進するため、市町村のDV基本計画の策定を支援します。
- ・ 県、警察、市町村、民間団体など関係機関が連携し、「暴力のない社会の実現」を目指します。

(5) 施策体系

基本目標	施策目標	今後の主な方策
I 暴力を許さない社会づくり	1 学校等におけるお互いを大切にすることを旨とした人権教育の推進	(1) 人権教育啓発の推進 (2) 人権啓発専門員派遣等による啓発の推進
	2 若年者に対する予防啓発の推進	(1) デートDV防止啓発の推進 (2) 指導者層を対象としたデートDV防止指導の取組推進
	3 配偶者等からの暴力に関する理解促進	(1) DVに対する意識啓発の促進・相談窓口の周知 (2) 個人情報保護・管理の徹底
	4 配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進	(1) 配偶者等からの暴力に関する施策の検討 (2) 加害者更生に関する取り組み
II 信頼できる相談体制の整備	1 相談体制の充実・強化	(1) 女性相談センターの機能強化 (2) 警察における相談体制の充実と被害者の援助 (3) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 (4) 手続きの一元化の推進
	2 相談担当者等への研修体制の充実・強化	(1) 相談窓口担当者に対する研修 (2) DV相談対応マニュアルの活用 (3) プライバシーへの配慮及び二次的被害の防止 (4) 相談員のスキルアップ等
	3 発見・通報体制の整備	(1) 医療機関等における対応 (2) 各相談窓口の連携強化 (3) 学校における対応の依頼 (4) 民生委員・児童委員等との連携 (5) 通報を受けた配偶者暴力相談支援センターの対応 (6) 通報を受けた警察の対応
	4 多様な相談への対応	(1) 被害者への心のケア (2) 男性・LGBT等性的少数者からの相談対応 (3) 外国人・高齢者・障害者に対する対応
III 安心・安全な保護環境の整備	1 保護機能の充実・強化	(1) 一時保護機能の充実・強化 (2) 保護命令制度の利用等支援 (3) 高齢者・障害者の安全確保 (4) 円滑な移送・同行支援体制の確保 (5) 民間団体との連携
	2 同伴する子どもに対する支援	(1) 子どもの心のケア (2) 教育機関・保育所への協力依頼 (3) 子どもの安全確保 (4) 子どもの学習機会等の確保
	3 適切かつ迅速な苦情処理体制の整備	(1) 苦情処理体制の整備



(6) 基本目標と施策目標

基本目標 I 暴力を許さない社会づくり

- ・配偶者等からの暴力のない社会をつくるため、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体が共有しつつ、学校、家庭、地域社会などにおいて、人権意識を高める教育や男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。
- ・男女の交際が始まる中学・高校・大学期は予防教育の効果が高いことから、指導者層も含め若年期におけるDV予防教育・啓発の充実を図ります。
- ・DVに対する正しい理解が進んでいないことから、県民一人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもてるよう、必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組みます。

施策目標 1 学校等におけるお互いを大切に作る社会を目指した人権教育の推進

①現状と課題

【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の分野では、自分の大切さや他の人の大切さに気付かせるとともに、他の人への思いやりや生命を尊重することを重点に人権教育を進めています。 ・社会教育の分野では、父親の家事育児参加など、男女共同参画社会づくりを推進しています。 ・女性の人権尊重については、講演会やリーフレットの配布等により意識啓発に努めています。 ・企業や団体に人権啓発専門員を派遣して啓発活動を行っています。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育においては、児童生徒及び教職員の人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る必要があります。 ・社会教育においては、女性に対する偏見や差別意識を解消するため、人権意識を醸成することが必要です。 ・固定的な性別役割分担を見直すため、父親に対し、子育てに関する学習機会の提供や家庭教育の参加を促すことも必要です。

②今後の主な方策

人権教育啓発の推進

事業名	事業内容	担当所属
人権教育の推進	小中高校の児童生徒に対して、人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ります。	(教)義務教育課 (教)高校教育課
	私立学校に対して、男女平等についての人権教育の推進を要請します。	学事法制課
指導者層への講義等の実施	公立学校等の人権教育担当者や新任管理職・初任者を対象に、男女平等についての人権教育に係る講義等を行います。	(教)義務教育課
人権教育指導者研修(社会教育)の実施	社会教育指導者を対象に、男女平等についての人権問題や人権教育に係る講演や研究協議等を実施します。	(教)生涯学習課
家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」	高校生くらいまでの子どもを持つ保護者等を対象に、家庭教育上の悩みや不安について電話相談を行います。	(教)生涯学習課

人権啓発専門員派遣等による啓発の推進

事業名	事業内容	担当所属
人権啓発専門員派遣	企業や団体に人権啓発専門員を派遣し、男女共同参画の視点から人権に係る研修を実施します。	人権男女・多文化共生課
群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金	NPO法人等が実施する講演・研修等の人権啓発事業に対して補助します。	人権男女・多文化共生課
男女共同参画推進員による啓発	男女共同参画推進員を通じたリーフレットの配布等により、事業所における啓発を推進します。	人権男女・多文化共生課
男女共同参画の各種講座開催	父親の子育て参画を支援する講座を実施します。	ぐんま男女共同参画センター

施策目標 2 若年者に対する予防啓発の推進

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際相手を束縛するなどの事例がみられ、若年層におけるDVへの正しい理解が十分に進んでいません。 ・ 男女の交際が始まる時期におけるDVに対する教育・啓発が予防効果として大きいため、中学、高校や大学等の生徒や学生に対して、デートDV防止啓発講座を実施してDVの予防教育に取り組んでいます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防の観点から、生徒や学生など若年層に対してDV教育・啓発を充実していくことが必要です。 ・ 指導者層に対してもDVへの理解を促進し、生徒や学生を取り巻く環境を整備する必要があります。
--

②今後の主な方策

デートDV防止啓発の推進

重点

事業名	事業内容	担当所属
中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣	県内の中学・高校・大学等に講師を派遣し、デートDV防止講座を実施します。	人権男女・多文化共生課
若年者向け啓発リーフレットの配布	デートDVのリーフレットを作成し、県内中学・高校・大学等に配布し、若年者への啓発を図ります。	人権男女・多文化共生課

指導者層を対象としたデートDV防止指導の取組推進

重点

事業名	事業内容	担当所属
学校の指導者へのDV研修	県内学校の人権教育・生徒指導担当者や養護教諭等の指導者を対象としたデートDV防止研修を実施します。	人権男女・多文化共生課
人権教育推進協議会等における研修	教職員を対象に実施する人権教育推進協議会等において、デートDV防止に関する講義・研修を実施します。	(教) 義務教育課 (教) 高校教育課 (教) 健康体育課

施策目標 3 配偶者等からの暴力に関する理解促進

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに対する社会認識を高めるため、リーフレットの配布や県広報媒体、出前なんでも講座等を活用し、広報啓発を実施しています。 ・相談窓口の周知を図るため、相談窓口カード等を作成し配布しています。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中を中心に、ポスターやリーフレット等による集中的な広報を行っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに対する社会認識は依然として低いため、DVが家庭の問題として潜在化しないよう、県民一人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもつよう啓発していく必要があります。 ・公的窓口の認知度が低いため、相談窓口の情報を確実に周知する取組が必要です。
--

②今後の主な方策

DVに対する意識啓発の促進・相談窓口の周知

重点

事業名	事業内容	担当所属
啓発リーフレット、相談窓口カードの作成・配布	DV防止啓発資料を作成し、県内市町村や関係機関等に配布し、啓発を図ります。	人権男女・多文化共生課
ラジオ、HP等の活用による周知	ラジオやHP等を活用し、啓発を図ります。	人権男女・多文化共生課
民間企業と連携した広報啓発	大規模小売店等と連携して、県民の目に触れる場所に啓発資料を配置します。	人権男女・多文化共生課
共同広報の実施	各種相談窓口や、セミナーや研修情報など、女性の支援に関する情報を関係窓口により共同で広報します。	労働政策課
出前なんでも講座の実施	県民からの申込みに基づき、職員が男女共同参画やDVに関する講義を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

個人情報保護・管理の徹底

事業名	事業内容	担当所属
個人情報保護・管理の徹底	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークや女性保護・DV被害者支援担当者会議等を活用して、関係機関に個人情報保護・管理の徹底を図ります。	人権男女・多文化共生課

施策目標 4 配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する調査や、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークをとおして、女性に対する暴力の実態の把握に取り組んでいます。 ・加害者更生や加害者対策など加害者への対応は国においても調査研究段階であり、どのような施策が有効であるかについては未解明な部分が多い状況です。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークなどの様々な機会を活用しながら、暴力の実態の把握に努め、有効な施策の検討を行っていく必要があります。 ・加害者更生等については、国の調査研究や施策の動向を注視して、取組を検討していく必要があります。
--

②今後の主な方策

配偶者等からの暴力に関する施策の検討

事業名	事業内容	担当所属
DVに関する実態把握、調査研究及び情報収集	DVに関する実態調査を実施し、国や市町村、民間支援団体等関係機関の各種施策や調査の情報収集に努め、群馬県内のDVの実態把握や調査結果の分析等を行い、現行施策の検証を行います。	人権男女・多文化共生課
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等による施策の検討	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等をとおして、被害者の声を施策に反映できるよう検討します。	人権男女・多文化共生課

加害者更生に関する取り組み

事業名	事業内容	担当所属
加害者更生の検討	加害者更生に係る調査研究について情報収集し、取組を検討していきます。	人権男女・多文化共生課

基本目標 II 信頼できる相談体制の整備

- ・DVに対する初期対応は、暴力被害を深刻化させないためにも大変重要と言えます。相談内容に応じて、県や市町の配偶者暴力相談支援センター、警察で対応します。
- ・配偶者暴力相談支援センターが未設置の市町村などについては、身近な窓口として相談体制を整備していくことが求められます。
- ・被害者等からの相談に対して、どの窓口においても適切なアドバイスが提供できるように、県内全ての相談員の資質向上に取り組んでいきます。
- ・潜在化している被害者を見逃すことがないように、医療機関、民生委員・児童委員等と連携した発見・通報体制により、被害者に相談の機会を提供できるように努めます。
- ・外国人や高齢者、障害者、男性、LGBT等性的少数者など多様な相談にも対応できる体制を整備します。

施策目標 1 相談体制の充実・強化

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVの相談件数は増加していますが、DVに関するアンケート調査の結果から、公的機関に相談していない被害者が潜在的に多くいると思われます。 ・女性相談所では配偶者暴力相談支援センターとして相談業務を実施しているほか、警察では24時間対応の電話相談体制により対応しています。 ・県では男性DV被害者相談電話を設置し、男性からの相談業務を実施しています。 ・一部市町村では配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談業務を実施しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所と警察については、専門機関として機能強化を図る必要があります。 ・市町村配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村が少ないため、より一層の設置促進をする必要があります。 ・関係機関相互で円滑に連携するため、手続きの一元化を推進する必要があります。

②今後の主な方策

女性相談センターの機能強化

事業名	事業内容	担当所属
女性相談センターの相談体制の強化	スーパーバイズや事例検討、相談マニュアルの作成等を通じて相談員の資質向上に努めます。	人権男女・多文化共生課 女性相談所
地域における関係機関との連携	女性相談センターへの来所が困難な地域については、市町村、警察等の関係機関と連携して被害者へ対応します。	女性相談所

警察における相談体制の充実と被害者の援助

事業名	事業内容	担当所属
性犯罪被害相談電話（女性相談者専用電話）の設置	警察本部に性犯罪被害相談電話（女性相談者専用電話）を設置し、24時間対応します。	(警)広報広聴課
警察署における相談受理体制の充実	警察署に相談受理専門の相談員を配置し、相談受理体制の充実を図ります。	(警)広報広聴課
警察における被害者への支援措置	被害者の意向を踏まえて、加害者の検挙、指導・警告のほか、被害者への支援措置等を実施します。また、併せて、医療機関から通報があった場合など情報共有を図り適切に対応します。	(警)子ども・女性安全対策課

市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援	設置に向けて、助言、情報提供、スーパーバイズや女性相談所相談員の出張相談等の支援を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

手続の一元化の推進

事業名	事業内容	担当所属
共通相談シート等のを活用した情報共有体制の検討	被害者の二次被害の防止を図り関係機関が連携した支援を実施するため、共通の相談シート等の活用について検討を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

施策目標 2 相談担当者等への研修体制の充実・強化

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の相談員については、定期的に行われるケース会議等を通じて、個別、具体的な相談対応に対して、相談担当者間で共通認識を図っています。 ・ 平成25年度から、主に相談員を設置している市を対象として、スーパーバイズや事例検討会等を実施しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や民間団体の相談員への研修等を充実し、相談員の資質の向上を図っていく必要があります。 ・ 相談にあたり被害者のプライバシーや心情への配慮が必要とされます。

②今後の主な方策

相談窓口担当者に対する研修

事業名	事業内容	担当所属
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施	県・市町村・民間団体等の相談担当者等の職務関係者を対象に実務講座を実施します。	女性相談所

DV相談対応マニュアルの活用

事業名	事業内容	担当所属
DV相談対応マニュアルの改訂と活用	現行のマニュアルを改訂し、関係機関の職員への研修等に活用します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

プライバシーへの配慮及び二次的被害の防止

事業名	事業内容	担当所属
DV被害者のプライバシーへの配慮及び二次的被害の防止	職務関係者に対して、個人情報の保護、プライバシーへの配慮、二次的被害の防止等について、研修会等の場を積極的に活用して理解を促進します。	女性相談所

相談員のスキルアップ等

事業名	事業内容	担当所属
女性相談員等に対する研修	女性相談所や市町村、民間団体の相談員等の研修を実施するほか、各種研修に参加できるように努めます。	女性相談所
臨床心理士等による相談員のメンタルヘルス対策	臨床心理士等のスーパーバイズ（※11）により相談者への関わり方を学習するほか、相談員同士のピアカウンセリング（※12）により精神的負担の軽減を図ります。	女性相談所

※11 相談員が同等、または、より経験のある者にケースの評価・検討を受ける、指導監督的、教育的、支援的活動。

※12 何らかの共通点（例えば同じような仕事や年齢または環境）をもつ二者またはグループの間で行われる相談行為。

施策目標 3 発見・通報体制の整備

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口カードを作成し、市町村窓口等に配布することにより、相談窓口の情報提供に努めています。 ・医療機関向け対応シートを作成し、医療機関に配布することにより、通報への協力を呼びかけています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からの通報や情報提供を通じた被害者支援を図るため、様々な機会を利用して、医療関係者に対する周知を行う必要があります。 ・DV被害者を早期に発見するためには、各種相談窓口や地域で活動する民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携が必要です。 ・配偶者暴力相談支援センターや警察については、緊密な連携による適切な対応が求められています。 ・子どもの前で配偶者に暴力を行う面前DVによる通告が増加し、これらの行為は児童への心理的虐待にあたることから市町村や児童相談所、学校といった子どもと密接に関わる関係機関との連携が必要です。
--

②今後の主な方策

医療機関等における対応

事業名	事業内容	担当所属
医療関係者への啓発と通報への協力依頼	医療機関に対して、医療機関向け対応シート等を配布し、制度の周知を図るとともに、DV被害者を発見した際の配偶者暴力相談支援センター等への通報について協力を依頼します。	人権男女・多文化共生課

各相談窓口の連携強化

事業名	事業内容	担当所属
高齢者・障害者虐待等の各相談窓口への協力依頼	各種会議等を活用し、被害者の早期発見や支援について協力を呼びかけます。	人権男女・多文化共生課
各関係機関相談窓口との連携	相談窓口を所管する関係機関・団体とのネットワーク化を図り、支援情報を共有し、被害者の早期発見に努めます。	女性相談所 (警)広報広聴課
児童相談活動・電話相談	DVに関する相談があった場合、子どもへの心理的影響を説明し、女性相談センターや警察に相談するよう案内し、必要に応じて相談に同行します。	児童相談所 (児童福祉課)

学校における対応の依頼

事業名	事業内容	担当所属
児童虐待対応リーフレットの活用	学校において児童虐待を発見した場合には、「児童虐待対応リーフレット」を活用し、警察等関係機関との連携を図るとともに、市町村や児童相談所等からの指示・依頼・助言に基づき、子どもや保護者の保護・支援に努めるよう依頼します。	(教)義務教育課
児童虐待の早期発見に向けた取組の充実及び関係機関との連携強化	文部科学省通知『『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について』を踏まえ、学校に対して、日常の幼児児童生徒の心身の状況把握やスクールカウンセラー等の活用による教育相談、スクールソーシャルワーカー等の活用による家庭支援等、児童虐待の早期発見に向けた取組を充実するよう働きかけます。また、児童虐待の通告を行った学校に対して、市町村又は児童相談所に対して定期的な情報提供を行い、連携強化を図るよう働きかけます。	(教)義務教育課

民生委員・児童委員等との連携

事業名	事業内容	担当所属
民生委員・児童委員、人権擁護委員等への協力依頼	民生委員・児童委員、人権擁護委員や家事調停委員等に対して、DVを発見した際の通報について協力を依頼します。	人権男女・多文化共生課

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターの対応

事業名	事業内容	担当所属
通報を受けた際の適切・迅速な対応	通報を受けた際は、配偶者暴力相談支援センターの情報を通報者から被害者に提供するよう依頼するとともに、危険性が高い場合には警察等との連携による適切・迅速な対応に努めます。	女性相談所

通報を受けた警察の対応

事業名	事業内容	担当所属
被害者の保護	DV被害が認められる場合には、暴力の制止及び被害者の保護にあたります。	(警)子ども・女性安全対策課
加害者の検挙及び加害者への指導、警告	関係課と緊密な連携を図り、被害者の意思決定を支援し、加害者の検挙、指導及び警告を実施します。	(警)子ども・女性安全対策課

施策目標 4 多様な相談への対応

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所では、必要に応じて臨床心理士等によるカウンセリングを実施しています。 ・外国語の資料による情報提供や手話通訳等により、外国人や障害者への対応をしています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTSD等の心的外傷を抱えた被害者に対して、専門家によるカウンセリングなどの充実が必要です。 ・男性、LGBT等性的少数者に対して、相談体制を検討していく必要があります。 ・外国人、高齢者、障害者に対して、適切なコミュニケーションがとれるよう対応していく必要があります。

②今後の主な方策

被害者への心のケア

重点

事業名	事業内容	担当所属
臨床心理士等による専門相談の実施	被害者に対して臨床心理士等による心理相談やカウンセリングを受けるよう積極的に働きかけます。	女性相談所
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 (中核市については、各市で相談を実施)	こころの健康センター (障害政策課) 保健福祉事務所

男性・LGBT等性的少数者からの相談対応

重点

事業名	事業内容	担当所属
男性相談窓口の充実	男性相談窓口の充実について検討します。	人権男女・多文化共生課
LGBT等性的少数者への対応	適切にLGBT等性的少数者からの相談に応じられる体制について検討します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

外国人・高齢者・障害者に対する対応

事業名	事業内容	担当所属
外国人・障害者に対する支援情報の伝達強化	多言語による印刷物の活用、国際交流団体や障害者団体との連携による通訳派遣や支援情報の提供に努めます。	女性相談所
高齢者・障害者虐待への対応	高齢者や障害者が被害者であり、虐待に当たると思われる場合は、市町村に通報します。	女性相談所

基本目標 III 安心・安全な保護環境の整備

- ・加害者から避難してきた被害者に対して、関係機関の連携を強化して、身体の安全を守るとともに、被害者の希望を考慮しながら、安心して過ごせる保護環境を整備していきます。
- ・被害者に同伴する子どもに対しては、被害者への支援とともに、子どもへの心のケアや安全への配慮等を充実していきます。

施策目標 1 保護機能の充実・強化

①現状と課題

【現状】

- ・本県の一時保護に係る施設は、女性相談所の一時保護所ほか、母子生活支援施設3か所及び民間シェルター4か所が設置されています。
- ・民間団体が運営するシェルターや同行支援への取組に対し支援を行っています。
- ・被害者の安全確保を図るため、保護命令制度の利用に対し、必要な助言・支援を行っています。

【課題】

- ・近年、母子生活支援施設が減少していることや、民間シェルターの設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。
- ・保護の際には、被害者の状況に応じて母子生活支援施設や民間シェルター等と連携し、一時保護委託先として活用していく必要があります。
- ・一時保護にあたって被害者の安全を確保するため、引き続き、関係機関で連携して対応していく必要があります。

②今後の主な方策

一時保護機能の充実・強化

事業名	事業内容	担当所属
多様な状況に応じた適切な保護の実施	被害者が一時保護所を安心して利用できるよう安全対策を講ずるとともに心身のケアに努めます。また、被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や民間団体への一時保護委託を実施します。	女性相談所

保護命令制度の利用等支援

事業名	事業内容	担当所属
保護命令制度の申請支援	保護命令申請書類の作成、裁判所への同行等の支援を行います。また、保護命令通知を受けた際には、警察と情報を共有して被害者の安全を図ります。	女性相談所
被害者の安全確保	危害を受けるおそれがある被害者に対し、緊急時における警察への通報を指導するとともに、保護対策用機材の貸出を行います。また、防犯上の留意事項について情報提供します。	(警)広報広聴課 (警)子ども・女性安全対策課

高齢者・障害者の安全確保

事業名	事業内容	担当所属
要介護者からの保護要請への迅速・適切な対応	高齢者や障害者を所管する関係機関と連携して被害者の状況に応じた適切な援助が受けられるよう支援します。	女性相談所

円滑な移送・同行支援体制の確保

事業名	事業内容	担当所属
一時保護所への安全な移送及び裁判所への同行支援	具体的危険がある場合は、一時保護所への移送や裁判所への同行支援等を行います。	(警)子ども・女性安全対策課
	一時保護所への移送や裁判所への同行支援における警察等との連携や複数職員による対応等により、被害者の安全確保に努めます。	女性相談所
広域的な対応	複数の警察署や都道府県をまたがる事案では、警察署や都道府県で情報を共有し、被害者及び親族等の安全を確保します。	(警)子ども・女性安全対策課
	複数の都道府県をまたがる事案では、都道府県の婦人相談所等と連携して、被害者及び同伴児の保護を図ります。	女性相談所

民間団体との連携

事業名	事業内容	担当所属
民間シェルターの運営支援	民間団体が設置するシェルターの運営費等を補助します。また、民間団体が行う、市町村や裁判所等への同行支援に係る経費を補助します。	人権男女・多文化共生課

施策目標 2 同伴する子どもに対する支援

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所では、児童相談所と連携して、児童心理司などによる同伴児への心のケアや学習機会の確保等に努めています。 ・同伴児等を保護する際の安全確保のため、警察等の関係機関と連携を図っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVを身近で見てきた子どもは、心の傷により心身の発達に影響を受ける可能性もあることから、継続的な心のケアを行っていく必要があります。 ・教育機関等のDVに対する理解の促進と子どもの就学や安全確保への協力が必要です。 ・DV被害者だけでなく、同伴児も危険にさらされることから、警察等と連携し安全確保対策を強化する必要があります。
--

②今後の主な方策

子どもの心のケア

重点

事業名	事業内容	担当所属
子どもの心のケア	同伴児が心に傷を受けている場合は、女性相談所と連携し、子どもの状況把握や児童心理司が心のケアを実施します。	児童相談所 (児童福祉課)
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 (中核市については、各市で相談を実施)	こころの健康センター (障害政策課) 保健福祉事務所

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
個人情報の適切な管理等への協力依頼	個人情報の適切な管理等について、資料の配布や研修等により、幼稚園、保育園、小・中・高校、専修学校等及び市町村教育委員会に周知します。	学事法制課 児童福祉課 (教)義務教育課 (教)高校教育課

子どもの安全確保

事業名	事業内容	担当所属
緊急時の子どもの安全確保	DVにより保護が必要な子どもについては、関係機関と連携し安全を確保します。	(警)子ども・女性安全対策課

子どもの学習機会等の確保

事業名	事業内容	担当所属
一時保護中の学習機会等の確保	女性相談所と児童相談所が連携して、学習や保育の機会の確保に努めるとともに、保護者に対する助言を行います。	女性相談所 児童相談所 (児童福祉課)

施策目標 3 適切かつ迅速な苦情処理体制の整備

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情があった場合の処理については、女性相談所その他の関係機関で行っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、より適切かつ迅速な苦情処理が行えるよう、関係機関に働きかけていくことや、一時保護の委託を行う施設についても、適切に対応できる体制の整備を依頼していく必要があります。
--

②今後の主な方策

苦情処理体制の整備

事業名	事業内容	担当所属
苦情への迅速な対応	入所者からの意見・要望に対し説明責任を果たすとともに、苦情解決第三者委員会の助言を踏まえ対応します。	女性相談所
男女共同参画申出制度による対応	県男女共同参画推進条例に基づきDV被害者の保護に対する意見等の申し出があった場合には、適切な対応を図ります。	人権男女・多文化共生課
関係機関への要請	DV被害者支援を実施する関係機関に対し、被害者等からの苦情等に対し、適切かつ迅速な対応が行えるよう、働きかけていきます。	人権男女・多文化共生課

基本目標 IV 自立支援の体制整備

- ・被害者が自立して生活していくためには、住居と就業先の確保が必要であることから、公営住宅への優先入居や民間住宅の情報提供などの支援のほか、就業情報の提供や能力開発などの積極的な就業支援に取り組んでいきます。
- ・配偶者等からの暴力による心的外傷から回復するには、長い期間を要することから、関係機関と連携した継続的な心のケアを行っていきます。
- ・被害者が地域において安定的な生活を送れるよう、きめ細かな中長期的な自立支援を実施します。

施策目標 1 住居の確保に向けた支援

①現状と課題

【現状】

- ・一時保護に引き続いて保護を要する者については、婦人保護施設への入所を決定し支援を行っているほか、県営住宅、市営住宅、民間賃貸住宅等の情報提供を行っています。
- ・県営住宅への入居については、一定の要件はありますが、入居予定者選定の特例措置や敷金の減免などの優遇措置を講じています。
- ・市町村営住宅や母子生活支援施設への入居について、市町村に協力を依頼しています。

【課題】

- ・被害者が地域で自立するためには、安心して生活できる住居の確保が必要です。

②今後の主な方策

被害者の住居に関する支援

事業名	事業内容	担当所属
県営住宅入居に関する支援	県営住宅入居の際に、優遇措置を講じます。 ・入居予定者選定の特例（特例優遇）措置 抽選の当選確率を一般世帯に比べ高く（2倍）する。 ・単身入居申込みが可能 ・連帯保証人の免除（特別な事情があるもの） ・家賃及び敷金の減免と徴収猶予（1年を超えない範囲）	住宅政策課
民間住宅の情報提供	被害者の意向に沿って、公営及び民間賃貸住宅等の情報を収集・提供します。	女性相談所
母子生活支援施設の利用支援	市町村や（保健）福祉事務所、女性相談所と連携し、母子生活支援施設への利用を支援します。また、必要に応じて、生活が安定するまでの間、家庭訪問や来所相談を行います。	児童相談所 （児童福祉課） 保健福祉事務所

市町村への依頼

事業名	事業内容	担当所属
市町村への依頼	公営住宅を設置している市町村に対し、公営住宅の優遇措置の実施及び被害者への周知を依頼します。	住宅政策課

施策目標 2 就業・福祉に関する支援

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、被害者に対して就業情報を提供し支援しています。 ・市町村や福祉事務所等と連携し、福祉制度等の利用について支援を行っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が地域で安定して生活するためには、経済的な自立が重要であり、就業情報の提供に加えて、職業訓練や給付金などの制度を活用した就業支援が必要です。 ・生活費、医療費などの経済的な支援制度については、周知や利用が進んでいない制度もあるので、制度を積極的に利用し支援を促進していく必要があります。
--

②今後の主な方策

関係機関の連携による被害者に対する就業支援の充実

重点

事業名	事業内容	担当所属
女性の再就職支援（ジョブカフェ・マザーズ）	ジョブカフェ・マザーズにおいて、ニーズに即した求人開拓、職業紹介、保育情報・生活支援情報の提供、カウンセリング、セミナー等の支援を行います。	労働政策課
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合、修行している期間、給付金を支給します。（町村部のみ、市は各市にて実施）。	児童福祉課
民間支援団体との連携による就労支援	DV被害者等地域定着支援事業を民間支援団体に委託し、被害者の早期の社会復帰のため、就業支援します。	人権男女・多文化共生課
関係機関との連携による被害者に対する就業支援の強化	ハローワークやジョブカフェぐんま、母子寡婦福祉協議会、シニア就業支援センター、福祉マンパワーセンター等との連携強化に取り組みます。	女性相談所

母子家庭等就業・自立支援センター等の活用

事業名	事業内容	担当所属
離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の優先入校枠）	児童扶養手当又は生活保護費を受給している求職者に対して、民間教育訓練機関等を活用し、知識・技能習得のための職業訓練を実施します。	産業人材育成課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業相談や就業支援講習会、養育費相談など総合的に提供し自立を支援します。	児童福祉課
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、児童扶養手当受給者の職業適性診断や自立支援計画書の策定を行い、就業による自立を支援します。	児童福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	介護職員初任者研修や医療事務講座等の職業能力開発及び資格取得のための教育訓練受講に係る費用の一部を支給します（町村のみ、市は各市にて実施）。	児童福祉課

経済的な支援に関する制度の利用

事業名	事業内容	担当所属
子育てに関する経済的支援 (児童手当受給)	児童手当を受給する際、市町村間で被害者の新住所地等の情報が漏れないよう、支給の手続きを行います。	子育て・青少年課
子育てに関する経済的支援 (児童扶養手当受給)	町村部で受理した児童扶養手当の申請については、県が審査のうえ手続きを行います(市は各市にて実施)。	児童福祉課
貸付金等 (生活福祉資金貸付制度)	社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
貸付金等 (母子父子寡婦福祉資金の貸付)	事業開始資金や修学支度金などの資金を無利子または低利で貸し付けします(中核市は各市にて実施)。	保健福祉事務所 (児童福祉課)
ひとり親家庭子育て支援	一時的に子育てが困難な時などに、ファミリー・サポートセンター等を利用する際に利用料の一部を補助します。	児童福祉課
母子家庭等医療費補助	必要とする医療を安心して受けられるよう保険医療費の一部負担金を、県と市町村で負担します(市町村によっては所得制限なし)。	国保援護課

国民健康保険・年金等に関する取扱いの周知

事業名	事業内容	担当所属
国民健康保険への加入	新たな生活地における国民健康保険加入について被害者に情報提供します。	女性相談所
国民年金情報の取り扱い	国民年金原簿等に記載された情報の秘密保持に配慮した取扱いが行われることを被害者に情報提供します。	女性相談所

保健福祉事務所等による支援

事業名	事業内容	担当所属
被害者への相談支援、生活保護制度の活用	生活保護相談により受給が適当であれば速やかに、保護の実施・保護費の支給・住居の確保の支援等を行います。また、必要に応じて、県内外の母子生活支援施設等への入所調整を行います。	保健福祉事務所 (健康福祉課)

施策目標 3 法的手続等に関する支援

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律面での支援が必要な被害者に対して、弁護士による法律相談や法律扶助制度の紹介などを実施しています。 ・住民票の写しの交付制限等の被害者保護措置について、市町村担当窓口へ周知し、被害者の安全に努めています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令の申立てや離婚手続きなどの法的支援について、今後も、関係機関と連携して、周知や迅速な支援に努めていく必要があります。

②今後の主な方策

法律相談等の実施

事業名	事業内容	担当所属
弁護士による法律相談の実施	保護命令の申立てや離婚手続きについて、被害者からの相談に対し、弁護士による法律相談を行います。	女性相談所

家事調停委員への理解促進

事業名	事業内容	担当所属
家事調停委員への啓発	リーフレット等を配布するなどにより、家事調停委員へDV被害者の置かれた立場の理解を促進します。	人権男女・多文化共生課

法律扶助制度等の周知

事業名	事業内容	担当所属
法的援助制度の情報提供	日本司法支援センター（法テラス）等の司法手続き支援制度について情報提供するなどして、早期の問題解決に寄与します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

市町村住民基本台帳担当窓口への周知

事業名	事業内容	担当所属
市町村住民基本台帳担当窓口への被害者保護措置に関する制度周知、運用助言	住民票の写しの交付制限等の被害者保護措置について、市町村担当窓口へ制度の周知や運用上の助言を行います。	市町村課

施策目標 4 被害者の心のケア

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所では、被害者に対して精神科医や心理療法士等によるカウンセリングを実施しています。 ・より専門的なケアが必要な場合には、こころの健康センター等と連携して対応しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力は長期にわたり心身に影響を及ぼすことがあるため、被害者それぞれの状況に合わせた中長期的なケアが求められています。

②今後の主な方策

専門家による中長期的支援



事業名	事業内容	担当所属
精神科医等によるカウンセリング	精神科医や心理療法士等によるカウンセリングを実施し、必要に応じて、こころの健康センター等と連携し中長期的な支援を実施します。	女性相談所
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 (中核市については、各市で相談を実施)	こころの健康センター (障害政策課) 保健福祉事務所

自助グループの運営

事業名	事業内容	担当所属
民間団体への委託による自助グループの運営	DV被害者等地域定着支援事業を民間団体へ委託し、自助グループを運営します。	人権男女・多文化共生課

施策目標 5 被害者等の安全の確保

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所と警察で情報を共有して、被害者等の安全確保に取り組んでいます。 ・警察では、被害者に対して、110番通信指令端末への登録や保護対策用機材の貸出し、パトロールなどを行うほか、被害者の危険性に応じ、加害者に対して指導や警告等を実施しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護施設等を退所した後も、警察を中心として関係機関が連携して、引き続き、被害者や親族等の安全確保に努めていく必要があります。
--

②今後の主な方策

保護施設等退所後の安全確保

事業名	事業内容	担当所属
警察による被害者及び親族等の安全確保	関係機関と緊密な連携及び情報共有を図り、被害者及び親族等の安全を確保するとともに、再度、危害を受けるおそれがある場合は、保護対策用資機材の貸出をするなど、被害防止を図ります。	(警)広報広聴課 (警)子ども・女性安全対策課
加害者への指導、警告等	被害者の意思を踏まえて、加害者への指導・警告を実施します。	(警)子ども・女性安全対策課
保護施設退所後の安全対策	保護施設退所時の安全指導を徹底するとともに、警察への情報提供等により、被害者の退所後の安全確保対策を図ります。	女性相談所

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
就学・入所手続き、個人情報の適切な管理等への協力依頼	接近禁止命令が出された場合の対応、個人情報の適切な管理等について、資料の配布や研修等により、幼稚園、保育園、小・中・高校、専修学校等及び市町村教育委員会に依頼します。	学事法制課 児童福祉課 (教)義務教育課 (教)高校教育課

施策目標 6 被害者の子どもに対する支援

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所では、一時保護所等退所後の被害者の子どもに対して、必要に応じて訪問等により継続した支援を行っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVを身近に見てきた子どもは、心に傷を受け長期にわたり影響が残ることから、一時保護所等を退所した後も、継続的な心のケアが必要です。 ・より専門的なケアが必要とされる場合には、児童相談所等の専門機関による対応や、保育所や学校等での配慮が必要です。
--

②今後の主な方策

児童相談所との連携

事業名	事業内容	担当所属
児童相談所による支援	一時保護所や保護施設退所後も、必要に応じて児童福祉司による定期訪問等の支援を行います。また、24時間電話相談ができる「こどもホットライン24」を案内します。	児童相談所 (児童福祉課)

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
被害者の子どもの就学等に関わる適切な対応の依頼	被害者の子どもの就学に関わる適切な対応について、市町村教育委員会及び学校に対して依頼します。	学事法制課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
被害者の子どもの保育等に関わる適切な対応の依頼	被害者の子どもの保育に関わる適切な対応について、市町村に対して依頼します。	子育て・青少年課

子どもの心のケア

重点

事業名	事業内容	担当所属
子どもの心のケア	一時保護所退所後も、子どもの状況把握や児童心理司の面接等による心のケアを実施します。また、学校配置のスクールカウンセラーとも連携を図り対応します。	児童相談所 (児童福祉課)
	家庭内にDVがある場合は、学校の教育相談体制のもと、スクールカウンセラーを有効に活用します。	(教)義務教育課 (教)高校教育課
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 (中核市については、各市で相談を実施)	こころの健康センター (障害政策課) 保健福祉事務所

施策目標 7 民間団体と連携した自立支援の推進

①現状と課題

【現状】

- ・民間団体では、ステップハウスを設置し被害者の自立に向け継続的な支援を行っています。

【課題】

- ・被害者の状況に応じたきめ細かな中長期的支援を行っていくためには、民間団体との連携強化が必要です。

②今後の主な方策

ステップハウス等の設置促進

重点

事業名	事業内容	担当所属
民間団体のステップハウス運営等支援	民間団体が設置するステップハウスの活動支援について検討します。	人権男女・多文化共生課

継続的な相談サポート体制の検討

事業名	事業内容	担当所属
継続的な相談・サポート体制の検討	民間団体と連携して、被害者が地域で安定した生活を送るため、継続的に相談・サポートを行う体制について検討します。	人権男女・多文化共生課

基本目標 V 被害者支援ネットワークの構築

- ・DV被害者支援では、配偶者等からの暴力に関する相談、保護、自立支援などのあらゆる場面で、多様な関係機関が関わっており、それぞれの役割に応じて緊密な連携を図り、切れ目のない支援を実施していきます。
- ・関係機関との連携と併せて、民間団体や地域住民との連携を強化し「暴力のない社会の実現」を目指します。

施策目標 1 役割分担の明確化

①現状と課題

【現状】

- ・DV被害者対応については、県民への意識啓発から被害者の自立まで、様々な段階に応じて県、市町村、民間団体等が様々な支援を行っています。

【課題】

- ・県、市町村、民間団体がその役割に応じ、被害者の状況に対応した適切な支援を行っていく必要があります。

②今後の主な方策

県と市町村の役割分担

事業名	事業内容	担当所属
県と市町村の役割分担	県や警察では、困難事例への対応や24時間対応など専門性の高い対応を行うとともに、市町村の取組を支援します。 市町村や県保健福祉事務所は、地域の住民に身近な窓口として相談や支援に対応します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所 保健福祉事務所 県警本部、各警察署

民間団体との役割分担

事業名	事業内容	担当所属
民間団体の役割	民間団体では、被害者一人ひとりに寄り添い柔軟できめ細かな支援を行っています。 県は、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していきます。	人権男女・多文化共生課

施策目標 2 推進体制の整備

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを設置し、関係機関の連携のもと、被害者支援に取り組んでいます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを充実させ、関係機関・団体の役割に応じた被害者支援ができるよう、県におけるDV対策の推進体制を整備していく必要があります。

②今後の主な方策

女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用

重点

事業名	事業内容	担当所属
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用	必要に応じて、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの構成機関を充実するとともに、ネットワークを活用した情報交換や諸課題の検討を行います。	人権男女・多文化共生課

県要保護児童対策地域協議会との連携

事業名	事業内容	担当所属
県要保護児童対策地域協議会との連携	県要保護児童対策地域協議会に対してDVに関する情報提供等を行い、DV被害者支援の連携を図ります。	人権男女・多文化共生課

施策目標 3 市町村推進体制の整備

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策や被害者支援の施策を男女共同参画基本計画や総合計画の中に盛り込んでいる市町村は平成29年度末時点で13市町村となっています。 ・前橋市、高崎市、安中市、館林市においては、婦人相談員を設置し、その他の市町村においても相談窓口を設置し相談対応しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策を総合的・計画的に推進するためには、市町村DV基本計画の策定が必要です。 ・地域における円滑な被害者支援ができるよう、市町村が中心となった地域の支援機関ネットワークの整備と要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していく必要があります。
--

②今後の主な方策

市町村基本計画の策定・推進

重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村に対する基本計画の策定促進	市町村に対してDV基本計画の策定を働きかけるとともに、助言や支援を行います。	人権男女・多文化共生課

市町村における支援機関ネットワークの整備

重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村ネットワークの設置促進	市町村を中心とした地域の支援機関ネットワークの設置に向けて助言や支援を行います。	人権男女・多文化共生課

要保護児童対策地域協議会との連携

事業名	事業内容	担当所属
要保護児童対策地域協議会との連携	子どものいるDV家庭について、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と連携して、子どものいる被害者家庭に対する支援の実施状況等を把握します。	児童相談所 (児童福祉課) 女性相談所

施策目標 4 民間団体との連携・協働

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを通じて、民間団体との連携を図っています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も民間団体との情報共有や人材育成を図り、連携・協働体制の強化に取り組んでいく必要があります。

②今後の主な方策

民間団体への情報提供と研修

事業名	事業内容	担当所属
民間団体への研修・意見交換等による人材育成	民間団体に対して実務講座への参加を呼びかけるほか、県相談員による助言や意見交換を行います。	女性相談所
被害者支援に携わる人材の養成研修	民間団体のノウハウを活用し、被害者支援に携わる人材の養成研修を実施します。	人権男女・多文化共生課
民間団体への情報提供	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等を利用して情報提供を行います。	人権男女・多文化共生課

施策目標 5 地域住民との連携・協働

①現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関するアンケート調査によれば、DV被害にあっても、50.7%の人がどこにも相談できていません。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者を早期に発見し支援に繋げるためには、地域住民との連携が不可欠です。

②今後の主な方策

地域見守り体制

事業名	事業内容	担当所属
民生委員・児童委員に対するDV相談窓口の周知	民生委員・児童委員に対してDV相談窓口等の周知を行い、地域住民への情報提供ができるようにします。	健康福祉課
地域住民に対する情報提供	地域で日常的な見守り支援ができるよう、自治会役員等を通じ、制度や相談窓口の情報を提供します。	人権男女・多文化共生課
家庭教育支援チームの結成及び活動の支援	問題を抱えている家庭への寄り添い支援や、孤立しがちな保護者へのつながり支援などを地域で行う「家庭教育支援チーム」の結成及び活動を支援するため、人材養成等の研修を実施します。	(教)生涯学習課

施策目標 6 広域連携体制の整備

①現状と課題

【現状】

- ・加害者の追及が激しい場合には、都道府県の枠を超えた保護を実施しています。

【課題】

- ・都道府県や市町村を超えた、被害者支援の広域連携を推進していく必要があります。

②今後の主な方策

都道府県・市町村間のネットワークづくりの検討

事業名	事業内容	担当所属
他県及び県内市町村とのネットワークづくりの推進	他県や県内市町村との協力関係を強化し、広域連携の環境整備を推進していきます。	人権男女・多文化共生課 女性相談所